

所有者不明土地の利用促進等を求める意見書

市町村等は国土調査法に基づき、土地の所有者調査や面積の測量を行う地籍調査を実施しているが、2016年度調査結果によると、不動産登記簿上で所有者の所在が判明しない所有者不明土地の割合は、約20%に上ることが明らかになった。また、総務省や法務省なども出席している所有者不明土地問題研究会は、2016年時点で約410万ヘクタールの所有者不明土地について、新たな取組を実施しない場合、2040年には約720万ヘクタールにまで増加するとの予想を発表した。

こうした現状に対し、現行制度による対応策として、公共事業における土地収用の場合は、所有者の氏名や住所を探索しても不明な際に、それらを記載せずに収用裁決の申請ができる土地収用法上の不明裁決制度があるが、所有者探索をはじめとした手続きに多大な時間や労力、費用を要する場合があるといった課題が存在している。

また、土地所有者が不在の場合や、すでに死亡し、相続人が明らかでない場合は、民法上の不在者財産管理制度や相続財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てできるかが不明確もしくは限定的な上、不在者や相続人1人につき管理人1人を選任するなど、やはり多大な時間や労力等を要する場合があり、所有者不明土地を利用することへの明確な反対者がいないにもかかわらず、多大なコストを要する状況にある。

よって、政府においては、所有者不明土地の利用促進等を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。併せて、所有者の探索を円滑化する仕組みづくりを検討すること。
- 2 現行の収用制度の簡素化や円滑化を図るとともに、現行の制度では対象とならない所有者不明土地について、公共的事業のための利用を可能とする制度を創設すること。
- 3 土地の所有権の放棄や管理責任のあり方など、土地所有のあり方の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣

（提出者）民進党市民連合、公明党及び改革所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員